

平成 27 年 7 月 27 日

平成 27 年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度国立研究開発法人国立環境研究所調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立環境研究所における平成 26 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 525 件、契約金額は 80.4 億円である。また、競争性のある契約は 358 件(68.2%)、57.9 億円(72.0%)、競争性のない契約は 167 件(31.8%)、22.5 億円(28.0%)となっている。

平成 25 年度と比較して、競争性のある契約の割合が件数については増加しているが、金額は減少している(件数は 22.2%の増、金額は△2.5%の減)。件数の増加については、入札案件(とりわけ契約額が少額のもの)の調達項目は様々となっており、顕著な理由は特段見られないが調達全般について契約件数が増加している。一方、契約金額が減少したことについては、平成 25 年度に複数年契約を行った廃水管改修工事(12.6 億円)及びエネルギーセンターや廃棄物処理施設等の運転監理業務等(8.7 億円)の契約額の大きい契約があったが、平成 26 年度には 10 億円を超える契約がなかったため契約金額は減少している。また、競争性のない随意契約については、件数・金額ともに増加している(件数は 16.0%の増、金額は 56.3%の増)。主な要因として、平成 26 年度当初より、2回連続して参加者確認公募を実施した契約について、参加者が募れない調達は随意契約に移行したこと、民間航空機を活用したCO2濃度観測のための部品製作等の業務(2.1 億円)やGOSATデータ処理運用のためのシステム関連の業務(1.4 億円)など、金額の大きい契約が複数あったためと考えられる。

表 1 平成 26 年度の国立環境研究所の調達全体像

(単位:件、億円)

	平成 25 年度		平成 26 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(62.7%) 274	(79.1%) 58.4	(67.4%) 354	(71.4%) 57.4	(29.2%) 80	(△1.7%) △1
企画競争・公募	(4.3%) 19	(1.4%) 1.1	(0.8%) 4	(0.7%) 0.5	(△78.9%) △15	(△54.5%) △0.6
競争性のある契約(小計)	(67.0%) 293	(80.5%) 59.4	(68.2%) 358	(72.0%) 57.9	(22.2%) 65	(△2.5%) △1.5
競争性のない随意契約	(33.0%) 144	(19.5%) 14.4	(31.8%) 167	(28.0%) 22.5	(16.0%) 23	(56.3%) 38.1
合計	(100%) 437	(100%) 73.8	(100%) 525	(100%) 80.4	(20.1%) 88	(8.9%) 6.6

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

(2) 国立環境研究所における平成 26 年度の一般競争入札における一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は 289 件(80.7%)、契約金額は 45.2 億円(78.0%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は 30.2%の増、金額は 38.2%の増)。主な要因として 26 年度に新たに契約を行った調達項目についても、これまでの調達と同様、研究・開発事業等に係る特殊性があることに加え、東日本大震災に関連した、放射性物質汚染廃棄物の処理や多媒体での放射性物質の環境動態解明に関する調査研究の本格化等に伴う特殊な調査・研究業務や研究用備品の購入等の増加があったことなどが考えられる。

表2 平成 26 年度の国立環境研究所の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		平成 25 年度	平成 26 年度	比較増△減
2者以上	件数	59 (21.0%)	69 (19.3%)	10 (16.9%)
	金額	21.3 (39.5%)	12.8 (22.0%)	△8.5 (△39.9%)
1者以下	件数	222 (79.0%)	289 (80.7%)	67 (30.2%)
	金額	32.7 (60.5%)	45.2 (78.0%)	12.5 (38.2%)
合計	件数	281 (100%)	358 (100%)	77 (27.4%)
	金額	54.1 (100%)	57.9 (100%)	3.8 (70.2%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の( )書きは、平成 26 年度の対 25 年度伸率である。

## 2. 重点的に取り組む分野(【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札となっている調達について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 研究開発等の役務にかかる調達のうち一者応札となっている調達

これまで、一者応札・応募率の改善を目的として、公告期間及び入札等から業務開始までの適切な準備期間の確保、入札説明書等の国立環境研究所以外機関(つくば市商工会、筑波研究学園都市交流協議会、つくば市研究支援センター)のホームページへの掲載、郵便入札制度の導入等の取組を実施しているところであるが1(2)のとおり調達そのものの特殊性から改善されていない状況が続いている。そのため、各種学会等のホームページへの公告情報の掲載など、さらなる周知の場の拡大を図るとともに、平成 27 年度の調達項目のうち、研究開発等の役務にかかる調達のうち一者応札となっている調達については、さらに①及び②の取組を実施することで実質的な競争性を確保することを目指す。【クロスチェックシートの導入により参入要件や仕様書等を改善した調達件数】

- ① 参入要件及び仕様書記載の明確化などの改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックシートを整備し、入札公告前のクロスチェックプロセスを導入
- ② クロスチェックプロセスの導入実施により改善された事例の組織的な共有

### (2) 一者応札改善の取組を十分に行っていると見込まれる調達

一者応札・応募率の改善の取組を十分に実施していても調達の特異性から一者応札が改

善されていない調達については、形式的に競争入札に付している側面がある。そのため、平成 27 年度の調達においては、調達価格だけでなく調達に係る事務コストを含む全体コストの改善を図る観点から試行的に①及び②の取組を実施し、形式的な競争入札を可能な限り不要としつつ最大限競争性の担保と事務処理の効率化を目指す。【公募(入札可能性調査の実施件数)】

- ① 国立環境研究所における調達の特殊性などから一者応札の改善が見込めない調達について公募(入札可能性調査)を実施する。
- ② 公募(入札可能性調査)を実施した調達については6. において新たに設置する調達等合理化検討会において実施の妥当性及び随意契約となったことによる調達価格の妥当性(過去の調達額との比較等)について検証を行う。

### 3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

#### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約を締結することとなる案件については、従前と同様、事前に法人内に設置された契約審査委員会(総括責任者は企画・総務担当理事)を月に1回程度開催し、各委員に報告を行い、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検・承認を受けることとする。

ただし、契約手続きを至急行う必要がある場合等止むを得ないと認められる場合は、書面にて各委員に報告の上承認を受けることとする。【契約審査委員会による審査件数】

#### (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

国立環境研究所では、研究活動における不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省が「研究機関における公的研究費の管理・監視のガイドライン(実施基準)」(平成 26 年2月)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年8月)を策定したことを受け、外部講師を招いたコンプライアンス研修を25年度より実施し、関連する業務に直接従事する全ての職員等に受講を義務付けている(平成 26 年度からは年2回開催)。平成 27 年度以降も研修内容を精査するなどより不祥事発生の未然防止、早期発見、再発防止に効果的な研修を実施する。【コンプライアンス研修の実施結果】

また、調達手続き全般に関するマニュアルを作成するとともに調達担当職員等を対象とした説明会を毎年実施している。今後は既に盛り込まれている調達手続きにおける間違いやすい点や誤認されやすい点に加え、仕様書等の作成に係る優良事例・不適切事例などをマニュアルに盛り込み、組織全体で共有することにより調達手続きのさらなる適正化・円滑化を図る。【調達担当職員等に対する説明会実施結果】

### 4. 調達等合理化の目標

#### (1) 一者応札の改善にかかる目標

参入要件及び仕様書記載の明確化などの改善可能性のあるチェック項目を盛り込んだチェックリストを活用することにより、研究開発等の役務にかかる調達のうち一者応札となっている調達の低減を目指す。そのため、研究開発等の役務にかかる調達の全件についてチェックリストを用いて参加要件や仕様書等の一層の精査を行う。

また、一者応札の取組を十分に行っているとともに、国立環境研究所における調達の特殊性などから一者応札の改善が見込めない調達について、調達コスト全般への影響について

検討するため10件程度公募(入札可能性調査)を実施する。

なお、一者応札となっている業務について、研究開発業務、賃貸借業務、保守点検業務等の業務の性質ごとに総括的に一者応札となっている原因を分析し、一者応札の改善可能性を検討する。

## (2) 調達に関するガバナンスの徹底にかかる目標

随意契約を締結することとなる案件について、法人内に設置している契約審査委員会を原則毎月開催し審査する。また、公的研究費の不正流用等の調達に関する不正の未然防止や早期発見等を目的に定期的に外部講師を招いたコンプライアンス研修を年2回、調達担当職員等に対する説明会を年1回実施し、調達に関する適切なガバナンスを確保する。

## 5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

## 6. 推進体制

### (1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務・企画担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	企画・総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	企画部長、施設課長、会計課長、研究ユニット代表者(1名)

### (2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、競争性のない随意契約等及び一者応札・応募となった個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

## 7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立環境研究所ホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。